

第3章 特定健診・特定保健指導の実施(法定義務)

1 第四期特定健康診査等実施計画について

保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条に基づき、特定健康診査等実施計画を定めます。

なお、第一期及び第二期は5年を一期としていましたが、医療費適正化計画等が6年一期に改正されたことを踏まえ、第三期以降は実施計画も6年を一期として策定します。

2 目標値の設定

図表 56 特定健診受診率・特定保健指導実施率

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健診受診率	38.0%	39.0%	40.0%	41.0%	42.0%	43%以上
特定保健指導実施率	68.0%	69.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70%以上

3 対象者の見込み

図表 57 特定健診・特定保健指導対象者の見込み

		R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健診	対象者数	19,379 人	18,314 人	17,469 人	16,676 人	16,077 人	15,221 人
	受診者数	7,364 人	7,142 人	6,987 人	6,837 人	6,752 人	6,545 人
特定保健指導	対象者数	633 人	614 人	600 人	587 人	580 人	562 人
	受診者数	430 人	423 人	420 人	410 人	406 人	363 人

4 特定健診の実施

(1)実施方法

健診については、本市が焼津市医師会・志太医師会に委託し、特定健診実施機関において実施します。

【焼津地区】

- ①個別健診(委託医療機関)
- ②集団健診(焼津市医師会館)

【大井川地区】

- ①個別健診(委託医療機関)
- ②集団健診(志太医師会検診センター)

(2) 特定健診委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律第 28 条、及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(以下「実施基準」という。)第 16 条第 1 項に基づく。

(3) 健診実施機関リスト

受診券に特定健診実施機関を添付し、対象者へ送付します。また、焼津市のホームページに一覧を掲載します。

(参照) URL : <http://www.city.yaizu.lg.jp>

(4) 特定健診実施項目

特定健診は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための国が定めた項目に加え、本市では、HbA1c・血清クレアチニン・尿酸・尿潜血・心電図を実施します。

また、血中脂質検査のうち LDL コレステロールについては、中性脂肪が 400mg/dl 以上、又は食後採血の場合には、Non-HDL コレステロールの検査を LDL コレステロールの検査したものとみなします。(実施基準第 1 条第 4 項)

図表 58 焼津市特定健診検査項目

焼津市特定健診検査項目

健診項目		焼津市	国
身体測定	身長	○	○
	体重	○	○
	BMI	○	○
	腹囲	○	○
血圧	収縮期血圧	○	○
	拡張期血圧	○	○
肝機能検査	AST(GOT)	○	○
	ALT(GPT)	○	○
	γ-GT(γ-GTP)	○	○
血中脂質検査	空腹時中性脂肪	●	●
	随時中性脂肪	●	●
	HDLコレステロール	○	○
	LDLコレステロール (Non-HDLコレステロール)	○	○
血糖検査	空腹時血糖	●	●
	HbA1c	○	●
	随時血糖	●	●
尿検査	尿糖	○	○
	尿蛋白	○	○
	尿潜血	○	
血液学検査 (貧血検査)	ヘマトクリット値	○	□
	血色素量	○	□
	赤血球数	○	□
その他	心電図	○	□
	眼底検査	□	□
	血清クレアチニン(eGFR)	○	□
	尿酸	○	

○…実施項目、□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目、●…いずれの項目の実施で可

(5) 実施時期

毎年度、5月から翌年3月末まで実施します。

(6) かかりつけ医との適切な連携

特定健診は、医療機関で治療中の者であっても受診対象者となることから、かかりつけ医から本人へ健診の受診勧奨を行っていただくよう、医療機関へ十分な説明を行います。

また、本人同意のもとで、保険者が診療における検査データの提供を受け、特定健診結果のデータとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医の協力及び連携を行います。

(7) 代行機関

特定健診に係る費用の請求・支払い代行は、静岡県国民健康保険団体連合会に事務処理を委託します。

(8) 健診の案内方法・健診実施スケジュール

特定健診の受診率を高めるためには、対象者に認知してもらうことが不可欠であることから、対象者が受診しやすい体制・環境づくりを進めます。また、特定健診の案内の送付に関わらず、医療保険者として加入者に対する周知を図るため、窓口や健康教育、保健委員活動などあらゆる機会を通じ、年間通して広報活動を行います。

図表 59 特定健診実施スケジュール

	前年度	当該年度	翌年度
4月		医師会との契約 健診対象者の抽出 受診券発送準備	(当該年度の特定保健指導の実施)
5月		受診券発送 (受診券が対象者に届き次第) 特定健診の開始	
6月		(健診データ受け取り、対象者通知) 国保連合会を通じて費用決済の開始	
7月			
8月		(特定保健指導の実施)	
9月	契約に関連する		
10月	予算編成準備		
11月			
12月			
1月			
2月			
3月	予算確保 契約準備	当該年度特定健診終了	

5 特定保健指導の実施

特定保健指導の実施については、保険者が直接実施します。

○第4期(2024年以降)における変更点

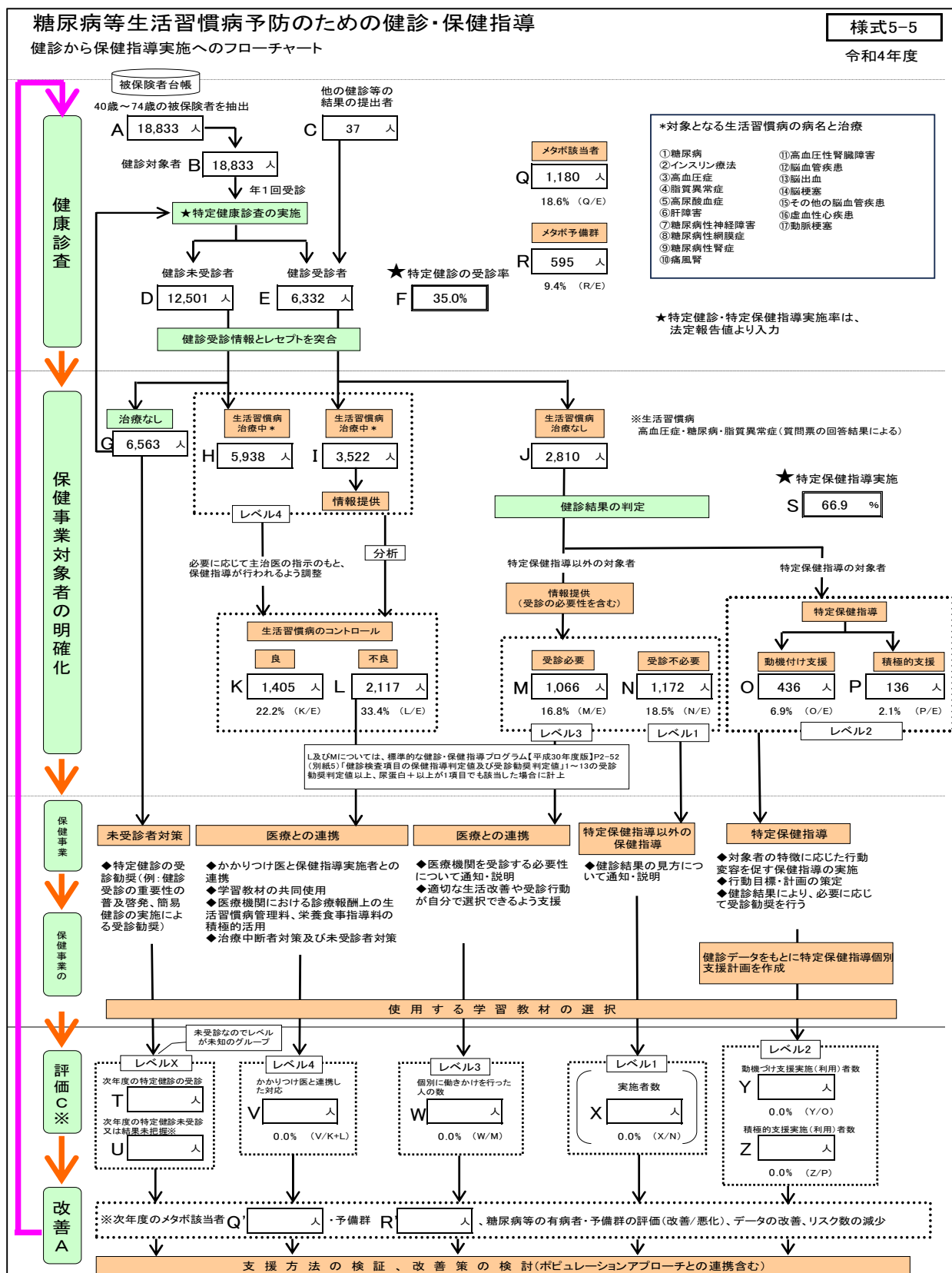
特定保健指導の見直し	(1) 評価体系の見直し 特定保健指導の実施評価にアウトカムを導入し、主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減とし、生活習慣病予防につながる行動変容や腹囲1cm・体重1kg減をその他目標として設定した。
	(2) 特定保健指導の初回面接の分割実施の条件緩和 特定保健指導の初回面接は、特定健康診査実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施として取り扱えるよう条件を緩和することとした。
	(3) 糖尿病等の生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方 特定健康診査実施後又は特定保健指導実施後に服薬を開始した者については、実施率の計算において、特定保健指導対象者として、分母に含めないことを可能とした。
	(4) 糖尿病等の生活習慣病に係る服薬中の者に対する服薬状況の確認及び特定保健指導対象者からの除外 服薬中の者の特定保健指導対象者からの除外に当たって、確認する医薬品の種類、確認手順を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外であっても対象者本人への事実関係の再確認と同意の取得を行えることとした。
	(5) その他の運用の改善 看護師が特定保健指導を行える暫定期間を第4期期間においても延長することとした。

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)より

(1) 健診から保健指導実施の流れ

「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」様式5-5をもとに、健診結果から保健指導対象者の明確化、保健指導計画の策定・実践評価を行います。

図表 60 健診から保健指導へのフローチャート(様式5-5)



(2) 要保健指導対象者の見込み、選定と優先順位・支援方法

図表 61 要保健指導対象者の見込み

優先順位	様式 5-5	保健指導レベル	支援方法	対象者数見込 (受診者の〇%)	目標実施率
1	O P	特定保健指導 O: 動機付け支援 P: 積極的支援	◆対象者の特徴に応じた行動変容を促す保健指導の実施 ◆行動目標・計画の策定 ◆健診結果により、必要に応じて受診勧奨を行う	572人 (9.0%)	70%
2	M	情報提供 (受診必要)	◆医療機関を受診する必要性について通知・説明 ◆適切な生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援	1,066人 (16.8%)	HbA1c6.5%以上については 100%
3	D	健診未受診者	◆特定健診の受診勧奨(例: 健診受診の重要性の普及啓発、簡易健診の実施による受診勧奨)	12,501人	100%
4	N	情報提供	◆健診結果の見方について通知・説明	1,172人 (18.5%)	100%
5	I	情報提供	◆かかりつけ医と保健指導実施者との連携 ◆学習教材の共同使用 ◆医療機関における診療報酬上の生活習慣病管理料、栄養食事指導料の積極的活用 ◆治療中断者対策及び未受診者対策としてのレセプトと健診データの突合・分析	3,522人 (55.6%)	100%

(3)生活習慣病予防のための健診・保健指導の実践スケジュール

目標に向かっての進捗状況管理とPDCAサイクルで実践していくため、毎年年間実施スケジュールを作成し実施していきます。(図表 62)

図表 62 健診・保健指導年間スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導	その他
4月	対象者の抽出 受診券の発送準備 委託契約の締結		特定健康診査をはじめとした各種健診の広報(必要時)
5月	受診券の送付 健診の開始	(随時、健診データの 受け取り後)	がん検診等の開始
6月		対象者に利用券の通知 保健指導開始	国保連合会を通じて費用決裁の開始
7月			
8月			
9月			前年度特定健診・特定保健指導実績 報告終了 未受診者へ個別勧奨
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月	健診の終了		

6 個人情報の保護

(1)基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報保護法を踏まえた対応を行います。

また、特定健康診査を外部委託する際は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の実施状況を管理します。

(2)特定健診・保健指導の記録の管理について

特定健康診査・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムで行います。

7 結果の報告

特定健康診査・特定保健指導の実績報告については、国保連が特定健診等データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度の11月1日までに国に報告します。

8 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項(保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない)に基づく計画は、本市ホームページ等への掲載により公表、周知します。